

特定震災特例経営強化指導計画の
履行状況報告書
【いわき信用組合】



2025年6月
全国信用協同組合連合会

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
1. 経営指導の進捗状況	・ ・ ・ ・ 2
(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本 大震災からの復興に資する方策への指導	
(2) 被災債権の管理及び回収に関する指導	
2. 経営指導体制の強化の進捗状況	・ ・ ・ ・ 6
3. 経営指導のための施策の進捗状況	・ ・ ・ ・ 7
(1) 経営強化計画の進捗管理	
(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング	
(3) 監査機構による検証・助言	
(4) 経営強化計画の実施に必要な措置	

【はじめに】

当会では、いわき信用組合が、東日本大震災により深刻な打撃を受けたいわき市をはじめ、相馬市、南相馬市などの被災地域の中小規模事業者や個人の皆様に対する資金供給を担う重要な金融機関であるとの認識のもと、これまで以上に安定かつ円滑な資金供給を実施し、地域貢献していくために、2012 年 1 月に当会の資本増強支援にあたり、財源面の支援として金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）を活用することにより、いわき信用組合の財務基盤について更なる強化を図りました。

こうした資本増強により、いわき信用組合が金融仲介機能の強化を図り、地域復興への貢献が図られるよう、信用組合業界の系統中央機関として、「特定震災特例経営強化指導計画」に基づく指導を含め、いわき信用組合に対する支援を行ってまいりました。

いわき信用組合は、2024 年度に判明しました一連の不祥事件により東北財務局より業務改善命令を受け、経営陣を大幅に入れ替え、新たな経営体制の確立を進めている状況にあります。当会としては、いわき信用組合が地域のために不可欠な金融機関として持続し、地元の中小規模の事業者や地域の復興に貢献することが、何よりも重要との認識のもと、引き続き、「特定震災特例経営強化計画」に基づく指導、加えて、業務改善計画の着実な遂行も含め、全面的かつ万全な支援を行ってまいります。

1. 経営指導の進捗状況

(1) 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策への指導

当会では、被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資するため、ヒアリングを実施するなど、いわき信用組合が金融機能強化法附則第 11 条第 1 項第 2 号の規定に基づき策定した特定震災特例経営強化計画（以下「経営強化計画」という。）に掲げた各施策の実施状況及び実績を把握するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

具体的には、理事長をはじめとする経営陣及び各施策の担当役席者を対象としたヒアリングを実施し(2021 年 4 月から 2025 年 3 月末までに 40 回実施)、経営強化計画の「進捗状況確認表」等の各種資料に基づき同計画の実施状況を確認するとともに、当該実施状況を踏まえた課題や問題点の把握に努めております。

① 相談機能の強化等に関する方策への指導

いわき信用組合では、被災された取引先からの相談に適切に対応するために、市内の避難者に対して、定例訪問を実施しているほか、定期的な人事異動により職員の適正に応じて基幹店舗を中心に効率的に配置し、相談機能の強化を図るとともに、相談事項を本部で一元管理するなどして、適切かつ迅速な相談対応を行っております。

これにより、協同組織金融機関としての特性である対話を重視した営業活動の実践により、個々の実情に即したニーズを的確に把握し、取引機会の増加と深耕を図っております。

更に、各種団体や地域の商工会議所・商工会と連携しながら、相談機能の充実を図っております。

当会では、ヒアリング等により、各種相談受付状況、内容及び対応などを確認し、相談機能の充実状況や積極的な取組みが継続されているかについて検証しております。

相談機能の強化等に係る諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

② 震災復興に向けた新商品の開発・提供や外部機関との連携強化に関する方策への指導

いわき信用組合では、震災発生直後から、事業性・個人向けの独自商品を開発・提供しており、2025年3月末までに、2,487件、42,147百万円の融資を実行しております。今後も、こうした商品に加えて復興ステージの進展に合わせた新商品の開発に継続して取り組んでいくこととしております。

地方公共団体を含む外部機関との連携について、いわき信用組合は、いわき市及び広野町において「まち・ひと・しごと創生総合戦略」立案の戦略会議、専門家会議の委員として選任され、地域金融機関の立場から当信用組合が取り組んでいる創業支援等の紹介や地方創生に向けた提言を行ってきました。策定された創生総合戦略の実施段階においても、行政が設置した協議会からも委員の委嘱を受け、中小企業、小規模事業者支援の計画立案に携わっております。

また、ポストコロナを見据えた新たな取組みとして、地域の中小企業・小規模事業者の面的支援の実行・実践のために当信用組合が代表機関となり、地域金融機関をはじめ中小企業診断士事務所や社会保険労務士法人等を構成機関とする中小企業庁認定の事業者支援の連携体「磐城国地域振興プラットフォーム」を2022年5月に設立しております。

今後は、国の中小企業支援策情報発信、各種セミナーやクラウドファンディングを利用した販路拡大支援など様々な取組みを進めていくとともに、エネルギー価格の高騰はじめ企業物価の上昇が続く中、ポストコロナにおけるビジネスモデル再構築の動きに対して本業支援に加えて金融支援も強化していくこととしております。

当会では、ヒアリング等により、被災者向け商品の取扱状況や外部機関との連携状況などを確認し、地域の復興のための信用供与に係る取組みについて検証しております。

震災復興・創生に向けた新商品の開発・提供や外部機関との連携強化に係る諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

③ 事業再生・事業承継に向けた支援に関する方策への指導

いわき信用組合では、事業再生支援について、財務情報等の定量面の

状況把握と定期的なモニタリングによる定性面の実態把握により、営業店及び関連部署が情報の共有化を図り、事業再生計画策定に関する助言・相談など、各種専門家と協働して対応しているほか、各外部機関との連携により外部専門家の活用を図ることとしております。

2025 年 3 月末現在、経営改善や事業再構築・成長に係る経営支援を行う経営支援先は 21 先あり、本部と営業店が連携して経営改善計画の策定を支援するとともに、継続した本業支援とヒアリングを実施しております。

更に、抜本的な財務内容の改善が必要な取引先については「福島産業復興機構」及び「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」と協議しながら事業再生支援を実施することとしております。両機構の債権買取りの受付は終了しましたが、2025 年 3 月末現在の活用状況としては、支援決定済又は買取済の先は 13 先となっております。

お客様の販路拡大に向けた取組みとして、営業地域における販路拡大に向けては、取引先の経営者交流会である「うるしの実クラブ」の活動でのビジネスマッチング交流会をこれまで通算 14 回開催している。

また、広域的な販路拡大に向けた対応として、当会が運営するクラウドファンディングサイト「MOTTAINAI みらい」を活用するほか、5 年振りにリアル開催した「2024 しんくみ物産展」においては、お取引先 7 社の出展支援を行い、首都圏はじめ全国各地のバイヤーとの商談の後押しをすることで、新たな販路先の開拓、出荷拡大の機会を提供しております。

お客様の事業承継に対する支援としては、中小企業庁の「事業承継診断書」を用いた実態調査を行うとともに、親族内承継を計画する事業者を対象とした常設の専門家相談をはじめ、M&A のマッチングを行う「福島県事業承継・引継ぎ支援センター」等の公的機関や民間企業など、様々な外部機関との連携強化を図っております。

今後は、日本政策金融公庫との協調融資商品を推進するほか、同公庫の事業承継マッチング支援の枠組みを活用する等、事業承継支援の充実を図ることとしております。

当会では、ヒアリング等により、取引先の事業再生・事業承継に向けた支援の状況を把握するとともに、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしに係る取組みについて、引き続き確認してまいります。

また、いわき信用組合の営業エリア外での販路拡大等に資するよう、他の信用組合が取り組むビジネスマッチング等との交流の機会を提供

するなど、取引先の事業再生に向けた取組みを適切にサポートしてまいります。

④ その他の施策に関する指導

いわき信用組合では、地域活性化の一助として、顧問契約を締結している中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする創業・新事業支援資金を提供しております。

ア. いわき信用組合は、創業・起業を希望する方向けの「創業塾」を会場及びオンラインで開催しているほか、新事業や新分野転換等、多種多様な経営課題の相談ニーズに対しては、今後も外部専門家によるコンサルティング相談ならびに新事業等の経営相談を強化し、事業支援に取り組んでいくこととしております。更には、創業・新事業を志す方々の発掘・育成並びに起業家輩出により地域経済活性化に資する目的で、2013年1月に「第1期いわしん創業塾」を開講して以来、2024年度まで、延べ1,419名が参加しております。

イ. いわき信用組合は、2016年2月、地域に特化した購入型クラウドファンディングサイト「F A A V O（ファーブ）」のエリアオーナーとして「F A A V O磐城国（いわきのくに）」を開設し、相双五城信用組合（本店：相馬市）らエリアパートナーと共に地域密着型クラウドファンディングとして運営しておりました。運営会社の統合により、「クラウドファンディング磐城国」（キャンプファイヤー）と名称を替えて、2020年8月には、いわき市、いわき商工会議所、いわき産学官ネットワーク協会との連携による新型コロナウイルス感染症対策企画「企業ひと技応援ファンド」を立ち上げ、2024年度は事業承継や新たなビジネスモデルの構築に尽力する市内の事業者3社を支援しており、本年度も同様の枠組みで支援を継続しております。

当会では、ヒアリング等により、いわき信用組合の創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化に向けた取組みについて、確認しております。これらの施策は着実に取り組まれているものと認識しております。引き続き、被災者に対する支援、長期に亘ったコロナ禍の影響を受けている取引先への支援は非常に重要であることから、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

なお、2015年10月に当会等と共同で設立した地域活性化ファンド「磐城国（いわきのくに）地域振興投資事業有限責任組合」の支援案件

に関して、当会では販路開拓に係る側面的なサポートを実施しており、今後もこうした取組みを継続してまいります。

（２）被災債権の管理及び回収に関する指導

被災債権の管理及び回収については、ヒアリング等により、定期的な実績報告を受け、定量的な状況把握に努めるとともに、被災者の個別事情に応じた適時・適切な対応が図られるよう指導・助言を行っております。

① 被災債権の状況の把握

当会では、被災債権の管理及び回収について、半期ごとに実績報告を受けることとしており、2025 年 3 月末時点における被災債権の顕在化の状況や債権額の推移など、定量的な状況把握を行っております。

② 被災者に対する融資条件の弾力化等に関する方策への指導

いわき信用組合では、被災者に対する融資条件の弾力化及び積極的な融資への取組みを行っており、2025 年 3 月末時点で、事業性資金 998 先、196,646 百万円（うち、震災の影響によるもの 211 先、23,044 百万円）、住宅ローン 174 先、3,484 百万円（うち、震災の影響によるもの 68 先、828 百万円）の元本の据置や金利引き下げなどの返済条件の緩和を行っております。

当会では、ヒアリング等により、上記貸出条件に対する弾力的な取り扱いの実施状況の把握を行うとともに、被災者の状況に応じて適時・適切な対応が図られているかの確認を行っております。

被災者に対する融資条件の弾力化等に係る諸施策については、着実に取り組まれているものと認識しており、今後も必要かつ十分な対応が継続的になされているか検証するとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

2. 経営指導体制の強化の進捗状況

当会では、公的資金を活用した資本支援先の事後管理に係る所管部署を信組支援部支援第二グループ（グループ長以下 5 名）とし、本部各部やいわき信用組合の管轄営業店である仙台支店と連携して、ヒアリング、モニタリングやきめ細かな指導・助言を行っております。

加えて、信用組合に対する A L M、リスク管理を含めた有価証券運用、収益力強化へのサポートとして、「信用組合サポート本部」の専門職員との連

携により、更なる経営指導・支援体制の強化に取り組んでおります。

今後につきましても、各種ヒアリングの実施とともに、いわき信用組合から定期的に提出を受ける報告・資料の分析等を中心に、経営内容の把握、指導・助言を行ってまいりますとともに、分析手法の精緻化、他金融機関の成功事例の研究などを進め、引き続き経営指導の充実・強化に努めてまいります。

3. 経営指導のための施策の進捗状況

(1) 経営強化計画の進捗管理

当会は、2025 年 6 月にいわき信用組合より経営強化計画履行状況報告(2025 年 3 月末基準)の提出を受け、同報告書を精査し、計画の進捗状況等について把握・分析を行いました。

いわき信用組合が経営強化計画に掲げた諸施策につきましては、着実に実行されているものと認識しております。

(2) オフサイト・モニタリング及びヒアリング

① オフサイト・モニタリング

当会は、いわき信用組合から定期的(月次、半期、年次)に経営状況やリスク管理状況に関する各種データの提出を受け、状況把握に努めるとともに、当会の各部署や関係機関との連携を図りながら、指導・助言を行っております。

ア. 月次モニタリング(有価証券リスク分析)

月次で保有有価証券の種類別・保有区分別にポートフォリオを把握し、リスクや運用状況等について検証しております。

また、有価証券運用に関するサポートとして、「資金運用会議」を開催しており、マーケット動向、当会の運用状況・方針について説明、意見交換を行っているほか、「信用組合サポート本部」による資金運用サポートを継続的に実施しております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

イ．半期モニタリング(与信リスク管理)

大口先や業種別の与信状況を把握し、与信額の推移や保全状況等の確認を行い、大口与信管理やポートフォリオの状況等について検証しており、そのなかで、被災債権の管理方法等について助言を行っております。

今後につきましても必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

ウ．経営分析資料の提供

年度末決算状況の分析(自己資本、資産内容、収益性、流動性、リスク管理等)にあたり、他の信用組合との比較や課題を取りまとめた資料を提供し、課題認識の共有を図るとともに、必要に応じ、指導・助言を行ってまいります。

② ヒアリング

経営強化計画の実施状況や被災債権の管理及び回収につきましては、支援第二グループ・営業店による定期的なヒアリングの実施により把握し、確認された課題・問題点に応じて支援第二グループのコーディネートのもと専門部署と連携のうえ、適切な指導・助言を行うことにより各種取組みをサポートすることとしております。

ヒアリングは、適宜実施(2021年4月から2025年3月末までに40回実施)し、経営強化計画の各施策の実施状況等を確認するとともに、必要に応じ、指導・助言を行っております。

今後も、施策の実施状況等に関し確認された課題・問題点の改善状況については、ヒアリング等においてフォローアップを行ってまいります。

(3) 監査機構による検証・助言

当会は、いわき信用組合に対し、経営状況を踏まえ、原則として年1回程度、監査機構による監査を実施することとしており、直近では2024年12月に実施いたしました。

(4) 経営強化計画の実施に必要な措置

当会は、いわき信用組合の経営状況や課題・問題点を把握したうえで、経営強化計画の実施に必要と判断される措置を実施することとしております。

① 融資推進、債権管理に係る情報提供

いわき信用組合の各種施策の実施をサポートする観点から、他の信用組合における融資推進や債権管理に係る取組事例を取りまとめ、ヒアリング時や電子メール等を活用し、適宜、いわき信用組合に情報提供しております。

② 事業再生支援へのサポート

上記ヒアリング等を通じ、復興・復旧に向けた資金需要の掘り起こしに係る取組状況の把握を行うとともに、いわき信用組合からの相談に応じ、取引先の販路開拓等に資するよう、他の信用組合の取組事例等の提供のほか、他の信用組合との取引先に係る情報交流の仲介等を検討するなど、事業再生に向けた取組みを適切にサポートしております。

また、地域の中小規模事業者の資本金のニーズや販路開拓等の支援策として、クラウドファンディングを運営する外部企業と提携しており、2021年10月より提携事業者を変更のうえ、「MOTTAINAI みらい」を立ち上げております。

③ 資金運用サポートの実施

当会は、いわき信用組合の資金運用をサポートするため、運用方針・計画策定のほか、個別銘柄の購入・売却等にあたり随時相談に応じております。また、必要に応じてALMにかかるデータ整備や運営に関する指導・助言のほか、資金運用に係るトレーニーの受入れ等を実施し、リスク管理体制及び人材育成の強化をサポートしております。

【当会による主なサポート一覧（2025 年度）】

取組施策	実施時期
【資金運用サポート】 ○ 有価証券運用サポート ○ 資金運用会議 【経営戦略サポート】 ○ バンキングアプリ導入に係る意見交換会 ○ 個人ローン推進に関するオンライン説明会 ○ 業務効率化・D X推進に係るセミナーおよび事務機器展示会	2024 年 4 月～ （継続実施） 2025 年 2 月 2024 年 9 月 2024 年 10 月 2024 年 11 月

以 上